

平成 3 1 年度

事 業 概 要
(計 画 編)

長崎県西彼保健所

(長崎県長崎振興局保健部)

1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1. 1 広報・情報提供

1.1.1 広報事業

【事業目的】

・地域住民や関係機関に対して、保健・衛生・環境等に関する情報を迅速かつ適切に提供する。

【現状と課題】

・保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民や関係機関に対して正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

【計画】

- ・地域住民や団体との協働による啓発活動の展開
- ・ホームページによる情報発信

1. 2 地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

- ・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより、地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していかななくてはならない状況にある。
- ・地域保健活動をより効果的に実施していくためには、日頃の活動の成果を明確化し、科学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

【計画】

- ・必要に応じて、各事業の中で実施する。

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

- ・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

- ・保健所における専門的・技術的・広域的機能を学び、保健所で行われる地域保健活動が、多職種や他機関との連携によって組織的に展開される協働作業であることを理解してもらうことが必要である。

【計画】

- ・要請のあった大学の実習生を受け入れる。

活水女子大学看護学科	4年生	3名
活水女子大学食生活健康学科	4年生	6名

2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2. 1 統計調査

【事業目的】

- ・厚生労働省の委託により、各種保健衛生統計報告、調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。

【現状と課題】

- ・保健所では、各種保健衛生統計報告、調査の取りまとめを行い、県を通じて厚生労働省へ報告している。

【計画】

- ・実施調査名：人口動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、調理師業務従事者調査、医療施設静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題調査、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3. 1 栄養改善対策

3.1 栄養管理事業

【事業目的】

- ・県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着できるように、関連機関と連携して支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行う。
- ・栄養・食生活についての専門職の養成及び育成を図る。

【現状と課題】

- ・給食施設の栄養管理・危機管理等は、施設種類などで改善への取り組み状況に差が

見られた。施設種類により関係する法律等や必要な取り組みが異なるため、施設の特性に合わせた指導を行う。

- ・市町の健康課題や巡回指導からの課題を共有し、市町の協力を得ながら給食施設の研修会を行う。
- ・地域における栄養及び食生活の改善の施策における推進を図るため、管内市町栄養士と業務検討を行う。
- ・食生活改善推進員は、地域住民の健康づくりの担い手として活躍している。活動が円滑に行われるよう組織及び人材育成のための支援を行う。

【計画】

- ・給食施設巡回指導の実施（約40施設）
- ・給食施設栄養管理研修会の開催（2回）
- ・管内栄養改善業務検討会の開催（1回）
- ・食生活改善推進員への支援
- ・栄養成分表示に関する相談の実施

3. 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

- ・食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、営業施設の基準等についての事前指導等、許可事務を行う。
- ・条例に基づいた営業施設の届出や「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に定められたふぐ処理施設の届出等を行う。
- ・食品営業許可施設や給食施設などにおいて食品衛生管理運営基準の遵守、適正表示について監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止を図る。

【現状と課題】

- ・国内の食中毒の発生状況は、宿泊施設や飲食店での発生頻度が高く、被害状況が深刻化し、社会的に大きな影響を与えるケースも見られる。よって、これらの施設を重点的に監視し、食中毒の発生を未然に防止する必要がある。また、大規模な食品事故を未然に防止するため、広域流通食品の製造業施設及び販売業施設に対する監視指導も強化する必要がある。
- ・管内の食品取扱施設数(平成31年3月末現在)は、法許可施設1,482施設、条例許可施設56施設、給食施設124施設、条例届出施設3,021施設。

【計画】

- ・「食品衛生法」、「長崎県食品衛生に関する条例」、「ふぐによる食中毒防止対策要綱」等に基づく許可または届出があった営業施設並びに給食施設等に立入検査を行い、食品衛生管理運営基準や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施し、営業者等に対する指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。

また、食品の取り扱い施設・設備ならびに管理運営の優良なものに対して奨励的に表彰する制度を設け、年1回優良店の選定、表彰を行う。

- ・監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導を実施（平成31年度目標監視数：1,437施設）。
- ・収去検査実施計画に基づく食品の収去検査を実施（平成31年度目標数：140検体）。

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
- ・長崎市に隣接するため、郊外型の大型店舗が多く、広域流通食品による事故等には特に注意が必要である。
- ・ノロウイルス食中毒流行期における同食中毒予防対策が重要である。

【計画】

- ・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐ。
- ・流通食品の安全性の確保するため、食品添加物等の規格基準検査、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、残留農薬検査、生食用カキの成分規格検査、採取海域の海水検査及びアレルギー物質検査を実施。
- ・食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図る。

3.2.3 HACCP 手法による衛生管理導入促進（ながさき HACCP）

【事業目的】

国が予定しているHACCP導入型基準の義務化を見据え、HACCPによる衛生管理の普及啓発を図ることで、県内で製造・販売される食品の安全性を確保することを目的に、「HACCP型衛生管理導入促進事業」を推進する。

【現状と課題】

- ・食品営業者の衛生管理の向上と HACCP による自主衛生管理手法の普及を図る目的で、平成 15 年度から「ながさき HACCP 事業」が県の事業として進められているが、施設数が伸び悩んでいる現状にある。
- ・平成 30 年 6 月に食品衛生法が改正され、食品営業施設への HACCP 導入が改正から 3 年以内に義務化されるため、食品営業者に対する HACCP による衛生管理の普及啓発が急務となっている。

【計画】

- ・平成31年度は、前年度までの飲食店営業、そうざい製造業、菓子製造業の施設に加え、食肉販売業及び魚介類販売業の施設も対象として、「HACCP型衛生管理導入促進事業」によるHACCPの考え方に基づく自主衛生管理の導入を推進する。
- ・HACCP導入講習会を開催し、HACCPに関する実技講習を実施する。
- ・食品衛生責任者講習会等の機会を利用し、HACCPによる衛生管理の普及啓発を図る。
- ・食品営業許可施設の新規及び更新許可時においても、申請者への積極的な普及啓発を図る。

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4. 1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所において、利用者が衛生的なサービスを受けられるよう、施設に立入し衛生指導を実施する。

【現状と課題】

- ・施設数（H31.3月末現在）：旅館 82、公衆浴場 12、興行場 2、理容所 82、美容所 165、クリーニング所 65。
- ・公衆浴場及び旅館の共同浴槽について、条例で定められた浴槽水の水質検査を適切に実施していない施設がある。
- ・衛生管理に加え、施設変更及びその届出が適正に行われているか、管内対象施設の立入検査を強化する必要がある。

【計画】

- ・各営業施設の立入検査を実施し、衛生管理に加え施設変更及びその届出が適正に行われているか確認する。特に問題のある施設に対しては重点的に繰り返し指導し、営業者の衛生管理及び法令順守に対する意識向上を図る。
- ・特に、リスクが高い循環式浴槽を設置する公衆浴場及び旅館を優先して立入検査を実施し、浴槽水の水質検査を含めたレジオネラ症防止対策の確実な実施について周知徹底を図る。
- ・理容所・美容所の衛生確保を図るため各同業組合と協力し、衛生講習会において開設者や従業員の衛生管理に対する意識向上を図る。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

- ・特定建築物（多くの人々が使用又は利用する建物）の衛生的な環境の確保を図り、建築物清掃業等事業の登録促進により、事業者の資質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・特定建築物（H31.3月末現在）：28
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録施設数（H31.3月末現在）：9
- ・特定建築物に該当する旅館や公衆浴場等の環境衛生営業施設許可を有する施設については、環境衛生営業施設立入調査時に併せて監視指導を実施しているが、大型店舗や事務所等の特定建築物のみ対象とした立入調査の件数は少ない。

【計画】

- ・特定建築物に該当する大型店舗、旅館業施設等について併せて監視指導を実施し、施設の衛生確保を図る。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

- ・利用者が安心してプールを利用できるように、施設の安全及び衛生の確保を図り、事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・遊泳用プール施設数（H31.3月末現在）：8（内1施設休業中）
- ・プールの安全及び衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「遊泳用プールの衛生基準」に基づき指導を行っているところであるが、指針であり法的規制がないため、指導に苦慮している。

【計画】

- ・遊泳用プール施設について、休業中の施設を除く全7施設の監視指導を実施し、施設の安全及び衛生管理体制の確保を図る。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・安全な水の安定供給を図るため、市町が管理している水道施設（上水道・簡易水道）の立入検査を行い、衛生指導を実施する。

【現状と課題】

- ・施設数（H31.3月末現在）：8（上水道3、簡易水道5）
- ・水道施設の適切な資産管理、老朽施設の効率的な改修、運営基盤の強化や技術力の確保など、さまざまな課題を抱えている。

【計画】

- ・上水道、簡易水道の不適正事項が確認された全施設を監視指導し、安全な水の安定供給を図る。
- ・水道事業者（市町）に対し、簡易水道事業の統合及びアセットマネジメントの実施等の指導を行う。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

・温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正化により、公共の福祉の増進に寄与する。

【現状と課題】

- ・温泉泉源数：7（内3施設休止中）（H31.3月末現在）
- ・温泉利用許可施設数：8（内1施設休止中）（H31.3月末現在）
- ・管内の温泉利用許可施設はすべて公衆浴場の許可施設。

【計画】

- ・温泉利用施設へ立入検査を行い、温泉成分等の掲示、温泉成分の定期的な分析等の遵守について指導を行う。

4. 2 生活排水（浄化槽）対策

4.2.1 浄化槽の適正管理推進事業

【事業目的】

- ・浄化槽の設置、保守点検等について、設置届の励行や保守点検業者の登録制度等での促進により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

【現状と課題】

- ・生活排水等の処理施設である浄化槽は、河川や海の環境保全に寄与しているが未だに適正に管理されていない浄化槽が見受けられる。
- ・指定検査機関（長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判断された浄化槽や法定検査受検拒否者に対して、適正な維持管理に努めるよう粘り強い指導が必要である。
- ・平成31年度から浄化槽協会による設置届等の予備審査が廃止されたため、浄化槽管理者や施工業者等関係機関に必要な応じて周知する。

【計画】

- ・浄化槽法定検査受検拒否者や適正に管理していない浄化槽管理者に対しては、管内市町、指定検査機関及び浄化槽保守点検業者と連携して指導を行う。
- ・浄化槽保守点検業者への立入検査及び指導を行う。

4. 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- ・一般廃棄物（し尿、ごみ等）の適正処理、処理施設の整備、再資源化及び減量化等について、市町等に対して指導、監督を行う。また、焼却施設からのダイオキシン類の発生量削減や最終処分場の適正化を推進する。

【現状と課題】

- ・長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、西海市では、ごみ処理施設の西海市炭化センターが、H27.7月から稼働中であり、また長与町及び時津町（長与・時津環境施設組合）は、クリーンパーク長与がH27.4月から稼働中である。
- ・ごみ焼却に係るダイオキシン類の発生、最終処分場からの有害物質の浸出、ごみ処理の広域化など一般廃棄物処理について、各市町と連携を図りながら対応を図る。
- ・長崎県海岸漂着物対策推進計画では、西海市の海岸の一部が海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）に選定されている。
- ・平成30年4月から有害使用済機器（家電リサイクル法対象品目を含め32品目）を保管又は処分する事業者の届出が必要となった。

【計画】

- ・一般廃棄物処理施設への立入検査を行う。
- ・有害使用済機器保管又は処分事業者の調査を行う。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- ・産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、再生利用や減量化の促進に向けた適切な指導を行い、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・マニフェスト未交付や不適切な委託契約による産業廃棄物の引渡し・引受け行為が見受けられ、廃棄物処理法に基づく処理の周知・徹底が必要である。また、産業廃棄物処理業者の保管容量超過等の処理基準に違反する行為も見受けられる。
- ・長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議を行わずに県外から搬入された産業廃棄物を処理している事例が見受けられており、同要綱に基づく処理の周知徹底が必要である。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員を中心として、産業廃棄物処理業者等への計画的な立入検査を実施する。（収集運搬業者4～12回／年、処分業者6～12回／年）
- ・産業廃棄物処理業者等を対象に法の遵守及び廃棄物の適正処理を推進するため、研修会を実施する。（年1回）
- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄パトロールを行う。
- ・特別管理産業廃棄物の適正処理を図るため、病院等の排出事業者に対して立入検査・指導等を行う。

4.3.3 P C B 廃棄物対策事業

【事業目的】

- ・ P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の長期保管に伴う紛失や漏洩による環境汚染防止のため、P C B 廃棄物の保管及び処分、使用状況届出の提出の指導をはじめ適正保管と早期処理の啓発・指導を行う。

【現状と課題】

- ・ 長崎県の安定器等・汚染物（高濃度 P C B 廃棄物）は平成33年3月31日までに J E S C O（日本環境安全事業株式会社）北九州事業所で処理することが義務付けられており、早期の処理を促す必要がある。なお、高圧トランス・コンデンサ等の高濃度 P C B 廃棄物は平成30年3月31日までにすべて処理された。
- ・ 低濃度 P C B 含有機器については、平成39年3月までに処分するよう期間延長されたものの、保管の長期化による環境汚染防止のため、できるだけ早期の処理を促す必要がある。

【計画】

- ・ 管内の安定器等・汚染物（高濃度 P C B 廃棄物）の掘り起こしを行い、早期の処分を促す。
- ・ 「P C B 廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理を指導する。
- ・ P C B 廃棄物を保管する全事業者・所に対して、年1回の立入検査を行う。

4.3.4 リサイクルの推進

【事業目的】

- ・ 建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

【現状と課題】

- ・ 自動車リサイクル法に基づき使用済廃自動車の引取・フロン回収・解体が適切に実施されるよう、引取・フロン回収・解体業者等への定期的な立入検査による啓発・指導が必要である。
- ・ 廃棄物の排出量削減については一定の効果が認められているが、再生利用量については低い水準にとどまっている。
- ・ 建設リサイクル法に基づく解体等作業が実施されていない事例が見受けられる。

【計画】

- ・ 建設部局と合同で解体現場等のパトロール等5月と10月の2回を実施する。
- ・ フロン排出抑制法に基づき第一種フロン類充填回収業者に対し年1回の立入検査を行う。
- ・ 自動車再資源化協力機構等とともに、自動車リサイクル法に基づく引取・フロン回収・解体業者等への立入検査を行う。

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

- ・産業廃棄物処理業者への立入検査及び不法投棄パトロールを実施することにより、廃棄物の不適正処理や不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見、早期指導を図るほか、不法投棄物の撤去など不適正処理対策を推進する。

【現状と課題】

- ・廃棄物の不法投棄や野外等での不法な焼却が後を絶たず、また、産業廃棄物処理業者による不適正処理も見受けられることから、その防止対策が重要な課題となっている。
- ・廃棄物適正処理推進指導員を平成30年度3名から2名に減員したが、計画的に産業廃棄物処理業者の立入検査及び不法投棄パトロールを行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄等防止パトロールを計画的に実施。
- ・6月の環境月間中に警察等関係機関と合同で一斉パトロールを実施。

4.3.6 レジ袋有料化対策

該当なし

4. 4 環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

- ・環境基準の適合状況等を確認するため、県の公共用水域水質測定計画に基づき、管内海域及び流入河川の公共用水域等の水質汚濁状況を監視する。

【現状と課題】

- ・公共用水域の監視結果については、管内の海域、河川とも環境基準を達成している。

【計画】

- ・管内公共用水域の水質調査の実施。
海域：西海市3地点（年6回）、河川：西海市3地点（年6回）

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

- ・大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動等に伴うばい煙及び粉じん等による公害防止並びに建築物の解体工事等に伴う石綿飛散防止を図るため、立入検査による監視・指導により、生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・アスベストを含む建築物の解体等において、飛散防止対策等の監視・指導を行っている。
- ・法改正により、建築物・工作物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の内容が一部強化され変更になったことから更なる周知が必要である。また、平成30年4月1日から廃棄物焼却炉等の水銀排出施設の届出が義務付けられ、事業者へ届出に関する指導を行う必要がある。

【計画】

- ・ばい煙発生施設・粉じん発生施設への立入検査を実施。
- ・建設部局と合同で解体現場等の立入検査を実施。
- ・水銀排出施設への立入検査及び届出指導を実施。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

- ・水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、工場及び事業場からの排水水を監視・指導することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・管内には、水質汚濁防止法に定める特定事業場及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設の排水調査を実施しているが、排水処理施設の不適切な維持管理等から基準を超過した汚水を排出する事業場が見られる。
- ・平成24年の水質汚濁防止法改正により、有害物質貯蔵指定施設等については届出が必要となり、構造基準の遵守が義務付けられている。

【計画】

- ・平成25年度に改定された「水質汚濁防止法に係る事務処理要領」に基づき、排水基準が適用される事業場等に対し、計画的に立入検査・排水検査を実施する。
- ・既設の有害物質貯蔵指定施設設置者等に対する構造基準の適合周知を徹底する。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の規制対象施設に対する排出ガス等の検査を行い、排出基準の遵守を指導する。また、同法に基づく事業者によるダイオキシン類の自主測定及び報告の徹底を図ることにより、県民の健康保護を図る。

【現状と課題】

- ・管内の廃棄物焼却炉等の特定施設から排出基準超過は確認されていない。

【計画】

- ・特定施設を設置する事業場に対して立入検査を行うとともに、届出及び自主測定検査の

報告について指導する。

- ・県地域環境課と合同による煙道排出ガス測定を含めた立入検査を実施する。

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

- ・「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、学校、地域社会、事業所における情報や機会の提供及び環境教育の推進を図る。

【現状と課題】

- ・学校や地域で開催される研修会・学習会等に学識経験者や実践活動家からなる環境アドバイザーを派遣する制度が例年、活発に利用されている。

【計画】

- ・管内市町からの要請を受けた小学生等を対象とした水生生物調査等へ参画する。
- ・環境アドバイザー制度の更なる周知を図る。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

- ・典型7公害（環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。）の苦情等について、発生原因を究明・排除し、地域の生活環境を保全することにより健康の保護に資する。

【現状と課題】

- ・「騒音」、「振動」、「悪臭」は市町の専任事務であるが、苦情等があった際には市町と連携して対応している。
- ・特に西海市において、牛豚等畜舎からの水質汚濁と悪臭を合せた複合的な苦情が寄せられることが多い。

【計画】

- ・当該苦情に対しては迅速な初期対応を図り、地域住民への適切な対応を行う。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

- ・低炭素社会の実現に向けて新たな長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を進める。

【現状と課題】

- ・県から2年間の任期で委嘱を受けた6名の地球温暖化防止活動推進員が管内で活動している。

【計画】

- ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の資質向上を図るための各種研修会への参画する。
- ・市町地球温暖化防止対策協議会に参画し、市町の活動・取り組みを支援する。

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

- ・光化学オキシダントやPM2.5 などによる大気の著しい汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生した際には、県民にすばやく広報することにより、健康被害の発生を防止する。

【現状と課題】

- ・大気汚染テレメータシステムを運用し、管内では西海市の雪浦、時津小学校の2ヶ所の大気測定局においてPM2.5 など6物質を常時監視している。
- ・PM2.5 について、昨年度注意報は発令されなかったが、今後も健康被害発生防止のため、速やかな対応が求められる。

【計画】

- ・県地域環境課からの常時監視の情報に基づき、大気汚染緊急時には医療機関や県民の問い合わせに対応する。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

該当なし

4.4.10 環境放射線監視

該当なし

4. 5 動物愛護対策

【事業目的】

- ・「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。

【現状と課題】

- ・平成29年度は多頭飼育の崩壊等により猫の引取り数が増加したが、引取有料化及び引取時の指導強化により、犬猫の引取頭数はここ数年減少傾向にある。（H29年度279頭→H30年度154頭）。
- ・野良猫に対する餌やりにより、周辺の糞尿被害等による苦情が頻繁に寄せられている。
- ・平成24年度から、長崎県動物愛護推進協議会西彼支部の事業として「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施しており、平成30年度は30頭の手術を行った。

【計画】

- ・動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、関係各市町や連携し県獣医師会西彼支部と協力して啓発及び指導を行い、引取頭数の抑制につなげる。
- ・令和元年度も引き続き、「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施し、みだりな繁殖による頭数増加の抑制を図る。
- ・長崎県動物愛護推進協議会西彼支部（支部長：衛生環境課長、委員：開業獣医師2名、各市担当者により構成）の事務局として、動物愛護に関する様々な活動を推進する。
- ・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導を行う。
- ・管内にある全動物取扱業者に対して監視指導を行う。

4. 6狂犬病予防対策

【事業目的】

- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

【現状と課題】

- ・平成30年度の管内登録頭数：4,299頭
- ・狂犬病の発生を予防するには、注射率 70%以上を確保する必要があるが、平成 30 年度の管内注射率は 78.3%であった。しかしながら、数多くの未登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。
- ・平成30年度の捕獲頭数：10頭（返還頭数0頭）
- ・平成30年度の咬傷事故頭数：2頭

【計画】

- ・違反犬による事故発生を防ぐため、各市町と連携し違反犬捕獲を実施する。
- ・狂犬病予防担当者会議を開催し、狂犬病予防に係る事業を推進する。
- ・登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。
- ・狂犬病発生・まん延を防ぐため、登録数ならびに予防注射実施率の向上を図る。
- ・犬による咬傷事故が発生した場合、狂犬病予防員は長崎県狂犬病予防法施行細則取扱規程第3条に基づき検診を実施する。

4. 7乳肉衛生対策

4.7.1 食鳥処理場の衛生確保 “該当なし”

4.7.2 化製場等の衛生確保 “該当なし”

4. 8長崎県保健環境連合会関係業務

【事業目的】

- ・ごみの散乱を防止し、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図るため、行政機関と民間団体（環境保全活動団体等）が連携・協力した各種の実践活動や啓発・普及活動等を通じて、地域住民の環境美化意識の高揚を図る。

【現状と課題】

- ・市町保健環境連合会の活動内容について、時代背景に応じた体制づくりが必要である。

【計画】

- ・長崎県保健環境連合会総会等への参画する。
- ・人と環境にやさしいふるさと推進大会（「美しいふるさと推進大会」と「もったいない運動推進大会」の合同開催）に協力する。

5 医事及び薬事に関する事項

5. 1 適性医療確保

5.1.1 医療機関立入り検査

【事業目的】

- ・医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査により、医療機関を科学的かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

【現状と課題】

- ・不適合事項があるときは、開設者又は管理者に改善計画書を求めることも含め、改善のために必要な指導を行う必要がある。

【計画】

- ・病院は、毎年 1 回実施
- ・無床診療所（歯科を含む）は、5 年に 1 回実施。有床診療所については、3 年に 1 回実施

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

- ・関係法令に基づく、開設、変更等の受付、開設調査等及び指導を行う。

【現状と課題】

- ・良質かつ適切な医療・施術等が提供されるために、関係法令に基づく医療施設許可申請及び届出の審査が必要である。

【計画】

- ・ 病院、診療所、施術所等の開設届、変更許可申請及び変更届等の受付
- ・ 開設、変更に伴う調査及び指導

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

- ・ 関係法令に基づき、医療機関等からの指定申請事務を行う。

【現状と課題】

- ・ 関係法令に基づき、医療機関等の指定申請、指定辞退、変更届を受付けている。

【計画】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、結核指定医療機関指定申請
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく、被爆者一般疾病医療機関指定申請

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

- ・ 医療従事者、栄養士、調理師の免許申請事務を行う。

【現状と課題】

- ・ 現状：関係法令に基づき、国（厚生労働大臣免許）、県（県知事免許）の免許申請等を受け付けている。
- ・ 課題：事務手続において申請者の利便性を図る必要あり。
（例：来所せずに申請できるように電子申請システム等を取り入れる等）

【計画】

- ・ 免許申請業務を迅速かつ丁寧に進めていく一方、申請者の利便性を図る施策を検討していく。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

- ・ 医療に対する患者の苦情や相談に迅速に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 住民が安心してかけられる医療体制づくりを目指し、西彼地域医療安全相談センターを設置し、医療相談事業や関係機関の連絡調整会議の開催及び医療安全の為に情報提

供を行っている。

【計画】

- ・医療安全相談センター連絡調整会議
- ・相談対応（随時）

5. 2 医薬品等安全対策

5.2.1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく監視指導

【事業目的】

- ・医薬品、医薬部外品、医療機器等の有効性、安全性の確保するため、薬局、製造販売業者、医薬品販売業者等に対し立入検査を実施する。

【現状と課題】

- ・平成 29 年 1 月に発生した C 型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通事案を受け、その流通防止のために直ちに対応を行うべき事項に関して所要の措置を講じるため、平成 29 年 10 月 5 日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等（以下、「改正施行規則」等という。）が公布され、平成 30 年 1 月 31 日に施行された（一部、平成 30 年 7 月 31 日施行）。引き続き、法改正における遵守事項について重点的に監視指導する必要がある。
- ・施設数（H31.3 月末現在）：薬局 50、薬局製剤製造販売業 1、店舗販売業 22、卸売販売業 2、配置販売業 5、高度管理医療機器販売業・貸与業 38。
- ・新規許可施設及び既存店舗において、医薬品医療機器等法に準じた医薬品の管理等を周知するため、積極的に立入検査を行っていく必要がある。

【計画】

- ・医薬品の一斉取締り期間及び許可更新時期を中心に主に薬局及び医薬品販売業者に対して立入検査を行う。その際、改正施行規則等について重点的に指導するとともに、医薬品医療機器等法に基づいた、施設の構造設備、管理状況及び医薬品の適正使用等について指導を行う。
- ・「薬と健康の週間」の期間中、地域の催し物において住民に対する医薬品の適正使用、医薬分業等の推進に関する啓発活動を行う。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者等に対する指導取締りを行う。

【現状と課題】

- ・管内の毒物及び劇物関係登録施設は、販売施設 40、特定毒物研究者 2 名である。（H31.3

月末現在)

【計画】

- ・毒物劇物販売業登録施設に対し、農薬危害防止運動や医薬品の一斉取締りの期間、及び登録更新時期を中心に、危害防止規定の策定を指導し、毒物劇物の事故発生を予防するとともに事故が発生した際の適切な対応を指導する。また、毒物劇物の管理状況及び譲渡手続き等法令遵守について監視指導を実施する。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導

【事業目的】

- ・麻薬、向精神薬及び覚せい剤乱用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料等取扱者に対する指導取締りを行う。

【現状と課題】

- ・管内の麻薬取扱い施設数は、病院 7、一般診療所 51、飼育動物診療施設 8、家庭麻薬製造業者 1、卸売業者 1、小売業 45、麻薬研究者 1 である。(H31.3 月末現在)
- ・医療用麻薬、向精神薬、覚せい剤原料の取扱いについては、例年開催される「麻薬等講習会」及び県薬務行政室作成の「取扱いの手引き」で周知している。医療用麻薬は医療の現場では欠かせないものである一方で、乱用された場合、保健衛生上の危害が発生する可能性がある。疼痛ケアの推進に伴い麻薬の種類が多様化しており、その使用について指導を徹底する必要がある。

【計画】

- ・麻薬、向精神薬、覚せい剤原料取扱い施設に対し、施用、保管、管理等、適正使用について監視指導を実施する。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

- ・麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による弊害を広く住民に周知し、薬物の乱用による危害防止を図るとともに、薬物乱用を根絶する社会環境づくりを推進する。

【現状と課題】

- ・H30 年度の不正けし抜去箇所 11 箇所、抜去本数セティゲルム種 828 株、ソムニフェルム種 30 株。
- ・西彼保健所地区薬物乱用防止指導員協議会設置。指導員数 20 名。
- ・乱用される薬物は、麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグの他、向精神薬の乱用も増加している。危険ドラッグ乱用による検挙数は、取締強化により減少傾向にある一方で、大麻事犯の検挙者数が増加しており、特に若年層への大麻による薬物汚染の広がりが懸念されている。
- ・県内高校生による大麻取締法違反(所持等)事案が、平成 29 年 3 月、平成 31 年 4 月と相次いで発覚しており、若年層への薬物乱用に係る正確な知識・情報の提供がより一

層重要である。

【計画】

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」の月間にあわせ不正けしの発見及び抜去に努める。
- ・「ダメ。ゼッタイ。普及運動」及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」の期間を中心に、薬物乱用防止の啓発を行う。
- ・「保健所地区薬物乱用防止指導員協議会」の地区指導員活動を支援し、地域における啓発活動を推進する。
- ・「薬物相談窓口事業」として一般からの啓発等の相談を受けるとともに、「薬物乱用防止教室」への講師派遣や啓発資材提供を行い、青少年に対する薬物乱用防止の啓発を行う。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

- ・住民の献血に対する理解を深めるための普及啓発及び献血協力者の確保等を推進し、必要とされる安全な血液製剤の安定供給を確保する。

【現状と課題】

- ・昨年度の管内献血確保目標達成率は 98.0%である。
- ・10代～30代の若年層の対年代別人口に対する献血者の割合が年々減少している。輸血用血液製剤や血漿分画製剤の大半は高齢者の医療に使用されており、健康な若い世代が高齢者医療の多くを支えている。今後少子高齢化が進むにつれ、現在の献血者比率がこのまま推移すると、救命医療への支障が懸念される。

【計画】

- ・特に 400ml 献血及び成分献血推進・普及のため「愛の血液助け合い運動」及び「はたちの献血キャンペーン」の期間を中心に啓発を行う。
- ・保健所地区献血担当者会議を開催し、市町との連絡調整や協議を行い、献血率目標達成を目指す。
- ・長崎県赤十字血液センターが実施する「献血セミナー」について、高等学校等において活用してもらえるよう支援する。

7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7.1 地域医療関係

7.1.1 救急医療対策事業

【事業目的】

- ・医療計画に基づき、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

【現状と課題】

- ・関係機関の協力により、休日在宅当番医、救急輪番体制を実施している。

- ・5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神科）、5 事業（離島・へき地医療、一般救急医療、小児救急医療、周産期医療、災害医療）及び在宅医療に重点をおいて、医療提供体制の確保、充実強化を図る必要がある。
- ・長崎医療圏では医療資源の偏在が見られ、急性期機能のある医療機関から離れた西海市では、救急搬送時間の短縮が課題となっている。

【計画】

- ・長崎区域地域医療構想調整会議および西彼地域保健医療対策協議会等を活用し、地域の医療課題等に関する関係機関との協議および情報共有等を行うことにより、在宅医療を含めた、地域の医療提供体制等の構築・連携強化を図る。

8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8. 1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子21推進事業

8.1.1.1 母子保健医療推進事業

【事業目的】

- ・母子保健従事者の資質の向上および支援体制の強化を図る。
- ・市町、医療機関、療育機関、母子保健関連の機関による母子保健推進体制の強化を図る。

【現状と課題】

- ・母子保健推進協議会において、児童虐待予防や思春期対策、療育体制（発達障害児、長期療養児）等の現状と課題を共有し、その対策について関係機関と協議を行っている。特に H29 年度からは、協議事項を療育体制【長期療養児（医療的ケア児）、発達障害児】について、現状と課題を共有し、必要な対策について検討する場としている。
- ・管内の母子保健等担当者が各市町事業の実施状況等についての情報共有や検討の場として担当者会議を開催している。

【計画】

- ・母子保健推進協議会（年1回）
- ・母子保健担当者等連絡会（年1～2回）
- ・母子保健従事者研修会（年1回）

8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

【事業目的】

- ・発達障害児に対する支援は、早期の気づきと児の成長に効果的な対応を早期に行うことが必要であるため、発達段階に応じた発達障害児の支援体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・療育体制における現状として、発達外来受診までの待ちが生じており、就学時期の体制、

受診目的に応じた医療機関連携体制、地域の療育体制（学校、家庭へのサポート体制）について課題の整理が必要である。

- 平成 20 年度よりティーチャー・トレーニング研修会（修了者延 115 名）、H25 年度よりインストラクター養成研修会（修了者実 11 名）と学童期の発達支援研修会（修了者延 31 名）を実施し、ペアレント・トレーニング技法を用いたティーチャー・トレーニングについて普及を図ってきた。今後、保育園等においては自園や近隣園での普及に取り組んでいただけるよう、インストラクター向けの支援体制が必要である。
- 平成 23 年度には、西彼地域発達支援連絡会にて「子どもの育ちを支えるための第一歩～保護者とのより良いコミュニケーションを目指して～：平成 24 年 3 月作成」を作成した。引き続き周知していく必要がある。

【計画】

- T.Tインストラクター養成研修会の開催（7回）
- 発達支援に携わる方との意見交換（必要時）

8.1.1.3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【事業目的】

- 小児慢性特定疾病児及び医療的ケア児とその家族が地域で適切な支援を受け、安心して生活ができるよう保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携促進を図り、地域の支援体制の構築を図る。

【現状と課題】

- 長期療養児への理解・啓発について、慢性的な疾患を抱え治療しながら日常生活を送る療養児にとって、必要な治療や医療的ケアは特別なケアではなく、育児の延長上にあることを理解し、地域でどのようにサポートしていくか地域住民や関係者の理解を促していくことが必要。
- 小児の訪問診療できる医師や訪問看護師など小児在宅医療の受け皿、また吸引等の認定特定行為登録事業所（介護士等）も不足している。また、医療機関から退院する際の在宅移行時や生活福祉サービスの調整など、相談支援専門員の活用が期待されているがその役割の理解や認知度が低い。これまでの医療（病院・在宅医・訪問看護）だけの連携ではなく、生活を支える福祉（相談支援専門員やサービス事業所）や教育（保育所、幼稚園、学校等）との連携強化が必要。
- 長期療養児について、進学や就労を含む自立支援について関係機関で課題共有できる場がなく、小児から成人へ切れ目ない支援体制の構築には至っていない。
- 災害対策については、医療ニーズが高い療養児と保護者、在宅サービス支援者の災害に対する自主防災意識の向上と、多職種による避難時の連携体制の構築が必要。

【計画】

- 個別支援については、新規・更新申請時を活用した保護者・療養児面接の実施し、発達段階に応じて療養状況や個別課題を把握、保護者・療養児が孤立しないよう継続支援につなげる。また、退院時カンファレンス等に参画し、早期介入を図る。
- 定期的に所内で支援区分会議を実施するとともに、医療機関等主催のケースカンファレ

ンスにも参画し、支援の方向性を確認し、個別支援の充実を図る。

- ・長期療養児（医療的ケア児）が利用できる医療・介護等の社会資源を情報提供できる体制をつくり、活動中の家族会への参加案内や養育に同じ悩みを抱える保護者同士の交流を促す。成人期へ移行期は、特定疾患へ円滑な移行をサポートする。
- ・地域の支援体制構築にむけて、地域課題共有や解決策等検討できるよう各市町の協議の場に参画する。また、圏域の共通課題は当所の既存の協議体や会議の場を活用し医療・福祉・教育等関係機関とネットワークの構築を図る。
- ・医療的ケア児の全体数把握、実態把握については当所を事務局にワーキンググループを立ち上げ調査票のモデル様式の作成を行なう。
- ・難病対策と関連する事業には担当者が互いに参画し、協働して実施する。特に災害時対策については共通課題も多いことから、研修会（1回／年）やケース検討会を開催し、個別課題の共有と具体的な避難方法を検討するなど災害時の支援体制の強化を図る。また、市町の災害対策にある避難行動要支援者対策については、事業や個別支援をとおして進捗状況を把握する。

8.1.2 健やか親子サポート事業

8.1.2.1 思春期保健対策事業

【事業目的】

- ・思春期の健全な母性父性の育成と妊娠、出産、子育て、また女性特有の健康問題や更年期等の、各ライフステージに応じた、適切な自己管理ができるよう支援する。

【現状と課題】

- ・長崎県における20歳未満の人工妊娠中絶率は減少しているが全国平均を上回っており予期せぬ妊娠や中絶率の低下、性感染症予防は継続的な課題である。
- ・インターネットやSNSの普及により誤った性情報が氾濫し、子ども達が性に関する情報を得る手段が多様化している。また、性自認に悩む子ども達、発達に特別なサポートや配慮が必要な子ども達への対応など性に関する健康課題も多様化している。
- ・晩婚化が進み不妊に悩む夫婦が増加する中、若い世代への妊よう性を含む妊娠・出産の正しい知識の普及・啓発が必要。
- ・学校からは、こころの健康、ストレス解消法などメンタルヘルスや友人との距離の保ち方、コミュニケーションスキルに関する内容を求められることが多い。学校や子どもたちのニーズを把握し、学校、保護者、地域で連携した取り組みが必要である。

【計画】

- ・思春期保健担当者連絡会（年1回）
- ・思春期及び妊娠適齢期に関する若者世代への健康教育の実施（随時）
- ・思春期保健従事者研修会（必要時）
- ・感染症対策、精神保健福祉対策と連携

8.1.2.2 児童虐待防止推進事業

【事業目的】

- ・市町と連携を図りながら、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発予防まで総合的に推進する。

【現状と課題】

- ・児童虐待ゼロプロジェクトは産科医療機関と市町が連携し実施されており、気になるケースについては、連絡票のみでなく、必要時電話連絡も行い、タイムリーにつながることができている。
- ・ハイリスクケースの早期発見と、予防的な関わりの重要性について、市町や医療機関と共有し、既存事業の有効活用を図ることが必要である。

【計画】

- ・時津町子育て世代包括支援連携調整会議（時津町カンファレンス）への参画（月１回）
- ・要保護児童対策地域協議会への参画（適宜）
- ・管内市町と児童虐待ゼロプロジェクトの連携状況の確認を行い、必要時、虐待予防の取り組みについて検討（年１回）

8.1.2.3 女性健康支援センター事業

【事業目的】

- ・女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、女性特有の様々な健康問題に対する相談に応じ、健康づくりを支援する。

【現状と課題】

- ・相談対応機関は各市町および医療機関など様々あるが、地域住民が相談窓口として複数の選択肢をもてるよう当所の窓口について周知するも、件数は少ない状況である。

【計画】

- ・ホームページ等活用し、女性の健康に関する相談窓口の周知

8.1.2.4 不妊サポートセンター事業

【事業目的】

- ・不妊に悩むサポートが必要な人が、適切な支援を受けられるよう相談体制を充実する。

【現状と課題】

- ・特定不妊治療費助成申請件数は制度改正のあった H28 年度は減少したものの、その後増加している。また、不妊相談の中で学生時代に妊娠のしくみや妊よう性について学ぶ機会がなかったと悔やむ声もあることから、若い世代への妊よう性を含む妊娠・出産の正しい知識の普及啓発が必要。

【計画】

- ・母子保健事業、ホームページをとおして相談窓口の周知を行なう。
- ・医療機関やピアサポートに関する社会資源等の情報収集及び情報の更新を行ない、対応

時情報提供を行なう。

8.1.3 特定不妊治療費助成事業

【事業目的】

- ・ 特定不妊治療のうち、治療費が高額で医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【現状と課題】

- ・ 申請件数は増加傾向で、不妊に悩む夫婦は多いと考えられ、男性不妊治療も含め対象者が申請できるよう周知を図る。また、多様な相談内容に対応できるよう対応者のスキルアップが必要。

【計画】

- ・ 助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・ 申請に関する問い合わせの対応

8.1.4 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

- ・ 児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより治療が長期にわたり、療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、治療方法に関する研究等に資する医療の給付や、その他の事業を行う。

【現状と課題】

- ・ 法改正に伴い対象疾患の追加等が行われ、新規・更新対象者への周知が必要である。

【計画】

- ・ 助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・ 申請に関する問い合わせの対応。
- ・ 「小児慢性特定疾病相談」チラシの活用。

8. 2 医療的ケア児支援

【事業目的】

- ・ 医療的ケア児及びその家族が地域で適切な支援を受け安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図る。

【現状と課題】

- ・ 医療的ケア児の多くは小児慢性特定疾病受給者の認定を受けており、管内の認定者のうち在宅で高度な医療的ケアが必要な療養児は、平成31年3月現在で14名である。
- ・ 医療的ケア児支援について、体制整備を図るため各市町自立支援協議会こども部会を協議の場としているが、開催のない地域や市町ごとに部会で取り組む内容が異なるため具

体的な対策を検討できるか不透明な状況。

- ・重度心身障害児や、障害福祉サービス利用者の中にも医療的ケア児はいると考えられるが、全体数が把握できておらず今後、社会資源を整備していくためには全体数や実態把握は必要と思われる。
- ・管内は医療的ケア児を受入れる通所施設等がなく、兄弟児や家族の生活にも制限が多く家族の介護負担が課題。発達段階に応じた生活体験や療育も必要であるが、受け入れ事業所や就園先もないため管外地域の事業所を利用している状況。保護者の就労や復職も困難な状況にある。また、保護者同士の交流や情報交換・収集できる場が少ない。
- ・就学に関しては、登校後の付き添いや遠方への通学介助等、保護者の負担が大きく就学時期に悩む保護者が多い。地域の学校へ通える環境や受入れるための体制整備が必要。

【計画】

- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に準じる。

8. 3 高齢者保健対策

8.3.1 介護予防・重度化防止推進事業

【事業目的】

市町が実施する介護予防の取組を効果的・効率的に実施することができるよう、広域的な観点から市町を支援する。

【現状と課題】

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた取組が国・県・市町において推進されている。
- ・各市町が実施主体となり取組んでいる介護予防事業については、「(新しい) 介護予防・日常生活支援総合事業」として平成29年4月より全ての市町において取組が開始され、各市町において効果的な介護予防事業の実施に向けた体制整備が図られている。
- ・介護予防事業への支援および関係職種のさらなる資質向上等を目的に、長崎地域リハビリテーション広域支援センターおよび同センター協力病院・施設において技術支援および介護予防関連研修会等が企画されている。このことから、より円滑かつ安定的な地域リハビリテーション支援体制の整備に向け、リハビリテーション専門職自身のさらなる資質向上および介護予防事業等へ協力可能な人材の確保が求められている。

【計画】

- ・関係機関支援（適宜）

9 歯科保健に関する事項

9. 1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）の実現を目指し、歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図る。

【現状と課題】

- ・各ライフステージにおいて、管内は「妊産婦期」「思春期」「成人期」において歯科保健としての取り組みができていない状況であり、思春期以降は、歯科健診等を受ける機会がなくなり、歯科保健については個人の意識による取り組みに委ねられている現状である。
- ・平成31年度から、妊婦歯科健診を西海市及び時津町は開始する。
- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例及び歯なまるスマイルプランⅡでは、特に成人期において歯周病予防のための歯科健診の実施や受診率向上が課題となっているが、管内においても、成人期の歯科保健の取り組みは「歯周病疾患検診」がメインであり、その受診率は低い状況となっている。西海市では「生活歯援プログラム」を平成28年度から実施しており、受診率向上に直接つながっていないが、実施した住民は口腔保健への行動変容につながっている。しかし「生活歯援プログラム」自体の評価が困難な状況である。

【計画】

- ・西彼地域歯科保健推進協議会の開催（年1回）
- ・市町別歯科保健担当者連絡会の開催（各市町1回）
- ・歯の衛生週間を活用した歯科保健の普及啓発
- ・各種講話及び研修会での歯科保健の普及啓発

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

- ・障害者協力医との連携のもと、巡回歯科診療車によって安心した医療サービスの提供を図る。

【現状と課題】

- ・管内での利用はなく、希望する施設は少ない。

【計画】

- ・平成31年度は実施なし

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

子どものう蝕を低減するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校での集団フッ化物洗口による予防体制を推進する。

【現状と課題】

- ・平成 30 年度から対象が拡大し中学生までとなった。
- ・管内小学校は平成 29 年度から 100%実施となった。
- ・中学校は、長与町及び時津町が令和 2 年に全校実施予定だが、西海市は段階的に推進する予定。（長崎県の中学校の目標：平成 32 年に 100%実施）

【計画】

- ・市町の歯科保健担当者連絡会の実施
- ・市町フッ化物洗口推進事業の推進に係る助言または指導

10 精神保健に関する事項

10. 1 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・関係機関と連携による治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。
- ・措置入院者等が退院後に継続的な医療等が確実に受けられ、社会復帰につながるよう支援する。

【現状と課題】

- ・平成 30 年 3 月 27 日、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」及び「措置入院の運用に関するガイドライン」が発出され、「入院をした精神障害者が、円滑な社会復帰等の観点から、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援を受けられる環境整備の重要性」や「措置入院の適切な運用」が明記されており、それを受けて長崎県では長崎県精神障害者退院後支援マニュアルを策定予定である。
- ・未治療者や治療中断者も含め、精神障害者に迅速で適切な医療を提供し、継続した支援を行うため、関係機関と連携を図る必要がある。
- ・精神障害者の保護申請通報件数は、平成 28 年度には 99 件と過去最大の件数であったが、平成 30 年度は 47 件であった。そのうち、長崎市保健所管内の事例への対応は、85.1%（40 件）を占めている。

【計画】

- ・精神科病院の実地指導（年 1 回）。

- ・管内の措置入院者への支援として、入院中から退院後の支援について検討（随時）。
- ・事例の支援方針検討を目的とした定期的な所内検討の実施（毎月）
『A 事例検討』…第 2 もしくは第 3 月曜日に処遇困難ケースを対象として実施。
『B 処遇検討』及び『C 支援報告』…毎月の班会議後に 23 条等通報対応管内ケースを対象として実施。
- ・西彼保健所地域精神保健医療福祉協議会の開催（年 1 回）。
- ・長崎県障害福祉課にて行なわれる措置入院者の退院後支援に関するワーキンググループへの参画。

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

- ・一般住民からの保健や医療についての専門相談や関係機関からの対応方法等の相談を受け、相談者が精神疾患等に対する正しい理解を得ることで、早期治療や適切な対応及び支援に繋がり、管内住民が地域で安心して生活を送ることが出来る。

【現状と課題】

- ・精神疾患を有する総患者数は全国で増加傾向にあり、管内の自立支援医療（精神通院医療）交付数、精神障害者保健福祉手帳所持者も増加傾向にある。
- ・一般住民からの保健や医療についての専門相談や関係機関からの対応方法等の相談支援が求められ、保健所職員及び、相談支援を行う機関の職員においては、今後も継続的な知識や技術の向上が必要である。

【計画】

- ・随時保健所職員相談対応（電話相談、面接相談、訪問面接）
- ・嘱託医相談（毎月第 2 金曜日 奇数月第 4 木曜日）
- ・他機関とのケース検討：必要時
- ・相談窓口の周知
保健所 HP への掲載、管内市町への広報依頼、その他随時周知

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す。
- ・入院生活から地域生活へのスムーズな地域移行に向けて、関係機関（市町、相談支援事業所、医療機関）との連携を強化し、支援体制整備を図る。
- ・精神障害者が、地域社会の中で安心して生活し社会参加できるよう、関係機関と連携を図りながら、精神障害に関する正しい知識の普及啓発やボランティア支援等を行う。

【現状と課題】

- 平成 30 年度管内の個別給付件数は、地域移行支援 4 件、地域定着支援 1 件であった。
- 平成 29 年 6 月 30 日現在、管内の精神科病院への入院患者（273 名）の 61.9%（169 名）が 1 年以上、31.1%（85 名）が 5 年以上、18.3%（50 名）が 10 年以上の長期入院者であり、入院中心のケアから地域社会でのケアへの流れを推進し、精神障害者の社会復帰と地域定着を促進していくことが必要である。
- ピアサポーターの活用は地域移行を進める上では不可欠であるため、活躍の場の設定が必要である。
- 各市町が自立支援協議会専門部会を設置しており、保健所は、部会による事業推進を支援している。また、地域移行・地域定着を促進するため、地域生活支援拠点の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、市町支援が必要である。
- 管内では精神保健福祉ボランティアグループ「クレヨンの会」及び「にじの会」が活動しているが、活動メンバーの減少や高齢化、健康上の問題等により活動の継続が困難になってきているため、新規メンバーの獲得等について、関係機関と連携し、支援していく必要がある。
- 平成 30 年度 4 月から、精神障害者家族会「はまぼう」（西海市）が活動を始めたため、活動が継続できるよう支援する。

【計画】

- 精神障害者の入院から地域生活への移行に向けた支援や、退院後に安定した地域生活を継続できるよう関係機関で情報共有を図ることを目的に担当者連絡会を年 1 回（6 月）開催。
- 市町支援として、各市町自立支援協議会および各部会への参画および部会と協働した病院説明会の実施。
- 病院説明会における体験談発表等、ピアサポーターの活動支援。
- 管内の自主組織の活動把握と必要時支援。
- 精神保健福祉ボランティアグループの活動支援。

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

- 高次脳機能障害の理解に関する啓発や相談窓口の周知を行う。

【現状と課題】

- 管内 3 市町の広報誌を活用し、高次脳機能障害にかかる相談窓口の周知を例年実施している。また、平成 21 年度から 23 年度には、高次脳機能障害についての理解促進、受け皿の拡充、関係機関との連携構築を目的に関係機関を対象に学習会を開催した。さらに、平成 24 年度から 25 年度にかけては、更なる受け皿の拡充および質の向上を目的に障害福祉サービス事業所を対象に出前講座を実施した。
- 医療機関、福祉サービス事業所および教育機関に対しては、長崎県高次脳機能障害支援センターよりリーフレットが配布されており、保健所を含めた相談窓口の周知が図られている。また、西彼保健所管内地域住民に対しては、管内 3 市町広報誌への掲載依頼を実施し、相談窓口の周知を図っているが、平成 28 年度～平成 30 年度の相談実数は、

1～3件／年を推移しており、継続支援につながる事例は1件／年程度であり、関係機関との連携を図る機会が少ない状況にある。

- ・高次脳機能障害にかかる地域支援体制構築に向けては、他の精神疾患同様、事例を通じた関係機関との連携構築が有効な手段であることから、引き続き、相談窓口の周知が必要である。

【計画】

- ・相談窓口の周知（管内市町広報誌への相談窓口情報の掲載）
- ・精神保健福祉相談（随時）

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

- ・様々な分野の関係機関がそれぞれに役割を担い、連携・協働して自殺対策事業を行うことにより、管内自殺者数の減少を目指す。

【現状と課題】

- ・改正自殺対策基本法（平成28年3月成立）により、市町においては「市町村自殺対策計画」作成が義務づけられた。平成30年度に管内市町それぞれで計画作成がされており、地域の実情に応じた市町の更なる自殺対策推進のための支援や連携体制構築が必要である。
- ・管内の自殺者数は市町毎に増減はあるものの経年的にみると減少している。平成26～28年では60歳以上の自殺者の割合が増加傾向にある。自殺を考えている人の存在に気づき、話をきき、必要に応じて専門家に繋ぐ役割を担う人材育成や意識の向上を目指す普及啓発が必要である。

【計画】

- ・体制整備
自殺対策事業担当者連絡会の開催（年1回）
市町支援 等
- ・人材育成・普及啓発
自殺対策事業研修会の開催（年1回）
商工会を通じた事業所への相談窓口情報提供
出前講座の実施（学校・一般住民・事業所 等）
- ・その他
相談支援 等

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

- ・「ひきこもり地域支援センター」として、地域におけるひきこもり支援の拠点となり、関係機関との連携体制を構築し、正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ることで、ひきこもり状態に悩む人や家族の支援を行う。

【現状と課題】

- 平成 28 年の内閣府調査に基づいた管内の 15 歳から 39 歳のひきこもりの推計人数は約 400 名である。
- 相談数は、平成 29 年度に微増したが、平成 30 年度は微減し、平成 27 年度からの経過で見るとほぼ横ばいである。
- 「ひきこもり地域支援センター」としての機能が十分理解されておらず、今後も継続的に周知を図ることが必要である。
- 家族支援として実施しているひきこもり家族のつどいへの参加者は、実数で平成 29 年度の 4 家族（平均 3.5 家族）から平成 30 年度の 10 家族（平均 6.5 家族）と増加したが、ひきこもり推計値に比べると少なく、さらなる周知が必要である。
- 専門的な知識や技術、関係機関連携を図る機会が少なく、管内関係機関がひきこもり支援に苦慮しているとの声も聞かれるため、研修会による支援者の育成等地域での支援の充実を図る必要がある。また民生委員等は地域住民の情報が集まりやすいため、ひきこもりの基礎的な知識や支援について情報提供や意見交換を行うことで、介入する適切な機会を捉え、相談機関を紹介してもらうなどの橋渡しが期待できる。

【計画】

- 当事者支援：随時相談対応、必要時関係機関でケース検討会開催
- 家族支援
ひきこもり家族のつどい（年 5 回開催）
- 普及啓発
ひきこもり支援研修会（年 1 回）
民生委員・児童委員を対象とした意見交換会の開催（計 3 回）
- 広報活動
管内及び長崎市内の精神科医療機関にポスターの掲示、管内 3 市町の広報誌、県広報誌及びHPへの掲載等で、ひきこもり地域支援センターの機能等について周知を図る
- その他
関係機関との連携会議への参加、研修会への参加（随時） 等

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

- 長崎地域における精神科救急患者や身体合併症を有する精神科疾患患者への適切な医療提供体制の整備を図る。

【現状と課題】

- 長崎圏域においては、一般救急医と精神科医の連携体制の構築が必要である。

【計画】

- 西彼保健所地域精神保健医療福祉協議会の開催（年 1 回）。

1 1 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保護に関する事項

1 1. 1 難病対策

1 1.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

- ・ 難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 難病の中でも特に神経・筋疾患については新規申請時に面接、訪問等情報把握を行い、所内にて支援方針の検討、関係機関との連携を図っている。特に病気の進行が早く、在宅療養サービスの調整が必要となる筋萎縮性側索硬化症患者や在宅療養が長期に渡る人工呼吸器装着患者を中心とした個別支援の充実が必要である。
- ・ 在宅療養生活を支える訪問介護員の質の担保並びに利用拡大を支援するために、難病ホームヘルパー養成研修をH27年度は基礎課程Ⅰを実施し、H29年度は基礎課程Ⅱを実施した。
- ・ 患者・家族に対して疾病の正しい理解や交流の場として医療相談会を毎年開催している。より多くの方が参加できる機会を増やすため長崎市保健所主催の医療相談会も案内している。
- ・ 災害対策においては、市町担当部局と連携した個別支援計画策定等を進めていく必要がある。

【計画】

- ・ 主に神経難病や必要と思われる患者・家族に対し、在宅療養支援計画策定・評価事業に基づく訪問相談事業を実施
- ・ 医療相談事業の実施及び案内（西彼保健所主催：1回 長崎市主催：4回）
- ・ 患者家族交流事業の実施
- ・ 難病従事者研修会の開催
- ・ 在宅人工呼吸器資料難病患者について、市町等と連携した「災害時個別支援計画」の策定支援
- ・ 西彼地域難病患者地域支援連絡会の開催（年1回）

1 1.1.2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

- ・ 発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののうち、指定難病にかかる疾病に関する医療の確立・普及を図ると共に、難病患者の医療費の負担軽減を図る。

【現状と課題】

- ・ H27年1月から「難病患者に対する医療費等に関する法律」に基づく新たな医療費助成制度が施行された。対象疾患数は、平成30年4月1日から331疾患へ拡大している。

【計画】

- ・ 特定医療費（指定難病）支給認定申請の受付
- ・ 特定医療費（指定難病）支給認定申請に関する相談対応を行う。

11.2 骨髄バンク・臓器移植推進対策

【事業目的】

- ・ 骨髄提供希望者に対して、骨髄移植及び骨髄バンク事業についての説明、登録手続きを行い、骨髄バンクと臓器移植推進のため普及啓発に努める。

【現状と課題】

- ・ 保健所での骨髄提供希望者ドナー登録受付は、平成30年度は1件と少ない。ポスター掲示等での普及啓発を行っている。

【計画】

- ・ 骨髄バンク事業ドナー登録受付（随時）
- ・ 骨髄バンク事業と臓器移植に関する普及啓発、相談対応

12 エイズ・結核・性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

12.1 感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・ 感染症発生の予防及びまん延防止のため、関係機関と連携を図り必要な対策を講じる。
- ・ 感染症に対する正しい知識の普及を図る。

【現状と課題】

- ・ 管内では毎年ダニ媒介性感染症の発生があるため関係機関及び住民への周知が必要である。
- ・ 散発的であるがインフルエンザ等の集団発生があるため、各福祉施設及び住民に対して感染症予防研修会の開催や注意喚起を行っていく必要がある。

【計画】

- ・西彼地域感染症対策協議会の開催（１回）
- ・感染症発生時の迅速かつ的確な対応
- ・普及啓発活動の実施
- ・社会福祉施設における施設内感染症対策リーダー育成研修の実施（約6回/年）

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

- ・管内における感染症発生情報を収集、分析、提供、公開を行うことにより感染症の発生予防、まん延防止および適切な医療のための情報提供を図る。

【現状と課題】

- ・管内も含めた長崎県における感染症発生状況を速やかに関係機関や地域に対して情報提供し、感染症流行時には、随時注意喚起を行っている。

【計画】

- ・感染症発生動向を毎週保健所ホームページへ掲載
- ・感染症発生動向を毎週FAX、メールで医師会、各行政機関、学校等の関係機関等に周知
- ・流行している情報をタイムリーに提供し、必要時注意喚起を行う

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

- ・市町と連携し適切な情報提供と予防接種勧奨に取り組み、感染症の発生及びまん延防止を図る。

【現状と課題】

- ・管内市町とも法改正に対して適切に対応できている。
- ・平成２９年度は予防接種間違い報告が７件あったが、平成３０年度は０件と減少しており、各市町再発防止のために対策がとられている。

【計画】

- ・予防接種に関する適切な情報の提供
- ・予防接種に関する相談対応

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

- ・Ｂ型Ｃ型肝炎ウイルス検査を促進し、早期発見・治療に結びつけるとともに、感染者に対

する相談、治療が円滑に行われるように推進する。

【現状と課題】

- ・ 肝炎ウイルス受検体制として保健所（特定感染症検査）、委託医療機関、市町（健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査）が実施されており、今後も検査の機会の提供と周知を行っていく必要がある。
- ・ 平成27年度からウイルス性肝炎患者等を早期治療に結びつけ、重症化予防を図ることを目的に「長崎県ウイルス性肝炎患者重症化予防事業」（初回精密検査・定期検査費用助成）を実施している。
- ・ 肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする、肝炎医療コーディネーターの養成を開始している。

【計画】

- ・ B型、C型肝炎相談及びHBs抗原、HCV抗体検査の実施
（通常検査（月～金曜日）、夜間検査（毎月第4月曜日））
- ・ 肝炎医療コーディネーターによる肝炎の相談、関係機関との連携。
- ・ 肝炎治療特別促進事業（肝炎治療受給者証交付）申請受付
- ・ 普及啓発活動
- ・ ウイルス性肝炎重症化予防事業申請の受付、肝炎ウイルス検査陽性者に対し、確実に専門医療機関につなげる。

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

- ・ エイズ、性感染症の理解に関する啓発、匿名、無料検査相談窓口の周知を図る。
- ・ エイズ、性感染症の早期発見、早期治療へつなげる。

【現状と課題】

- ・ 全国的に新規 HIV 感染者、新規エイズ患者は横ばい傾向であるが、新規報告数のうちエイズ発症によって初めて HIV 感染が判明する「いきなりエイズ」が約 3 割を占めている。そのため、早期発見、早期治療が大変重要となる。
- ・ 梅毒は、日本では S62 年(報告数 2928 件)をピークとする流行の後、報告数は減少傾向であったが、近年再び増加してきている。H24 年は 875 件だったのが、H30

年は 6923 件と 6 倍近く増加している。長崎県でも同様に増加している。H29 年 12 月から梅毒検査を試行開始している。他性感染症検査目的の受検者へも、積極的に検査を勧め、早期発見、早期治療につなげる必要がある。

- 当所のエイズ、性感染症検査の件数は、毎年 30～50 件を推移していたが、検査日の拡大により、平成 30 年度は 70 件以上で増加傾向である。
- HIV 検査普及週間や世界エイズデーの期間に管内市町や関係機関等へポスター配布や広報誌掲載依頼等普及啓発を行っている。また依頼があった学校に対しては、性感染症予防教育を母子保健担当者とともに実施している。

【計画】

- エイズ・性感染症相談窓口の開設（随時）
- HIV 抗体検査及びクラミジア抗体検査（5 月末まで）、梅毒検査の実施（通常検査（月～金曜日）、夜間検査（毎月第 4 月曜日）
- 市町広報による検査体制周知の実施
- HIV 検査普及週間、世界エイズデーを中心に普及啓発活動、健康教育の実施（各イベント時にポスター配布や市町広報誌への掲載、各町の成人式にリーフレット配布、学校への健康教育の実施、保健所ホームページへの掲載）

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業（風疹抗体検査等を含む）

【事業目的】

- 麻疹・風疹の排除を目指し、疾患に対する理解を深め、感染及びまん延防止を図る。

【現状と課題】

- 麻疹に関しては、日本は 2015 年に WHO から排除認定を受けているが、海外からの持ち込み症例を発端とした患者発生、感染拡大などの流行は見られている。今後、県内でも発生する可能性もあり、医療機関及び住民への普及啓発が必要である。
- 風疹に関しては、平成 24～25 年にかけて全国的に流行したが平成 26 年には減少しており、当所管内での流行は見られていない。風疹抗体検査の件数は年々減少傾向にあるが、妊婦が感染による胎児への影響等を予防するためにも引き続き、普及啓発を行い、検査について周知することが必要である。
- 平成 30 年は風しん感染者が 2806 人（暫定値）で増加し、平成 31 年 1 月には先天性風しん症候群の児が 1 名報告されている。またそれに伴い、風しん相談や検査が増えていく。受検者の半数近くは「低抗体価」または「陰性」であり、予防接種を勧奨している。今後も、検査についてさらに周知していく必要がある。また、平成 31 年度より風しんの追加的対策において、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性に関して、市町村にて抗体検査と予防接種を実施することになっている。各市町で準備

が整い次第の開始となる予定。

- ・麻疹・風疹ともに予防接種で予防できる疾患であり、併せてワクチン接種に関して普及啓発を行うことも必要である。

【計画】

- ・麻疹・風疹に関して、ホームページ等を活用し普及啓発を行う。（随時）
- ・風疹抗体検査の実施
- ・麻疹・風疹に関する相談対応を行う。（随時）
- ・麻疹・風疹発生時は、迅速な疫学調査及び検査を実施する。

12.2 結核対策事項

12.2.1 結核予防対策推進事業

12.2.1.1 発生の予防及び蔓延の防止

【事業目的】

- ・感染症法に基づき、結核患者の早期発見・早期治療により感染の拡がりを抑える。
- ・定期健康診断の促進による結核患者の早期発見、結核患者と接触があった者に対する健康診断の確実な実施による結核のまん延を防止する。

【現状と課題】

- ・長崎県の結核罹患率はH28年15.9(全国13.9)と全国を上回っているが、管内は12.9であり、この5年間は概ね横ばいである。
- ・高齢者の結核患者が多いことから、医療機関や介護施設の職員等の接触者健診が増加し潜在性結核感染症の発生も増加している。
- ・平成30年度は結核接触者健診を延151人に対して実施し実施率は98.7%だった。健診対象者は高齢者や施設職員も多く、健診期間中に入院や転院、施設入所、離職等により、追跡が困難になる事例が散見され、医療機関や介護施設との連携が益々重要になっている。

【計画】

- ・結核患者発生時の接触者検診と治療終了後の管理検診を実施する。
- ・高齢者施設において、結核の正しい知識や結核早期発見について普及啓発する。
- ・高齢者に対する定期健康診断受診率を向上するために、高齢者施設を中心に住民健診や結核に対する普及啓発を行う。

12.2.1.2 適正な結核医療確保

【事業目的】

- ・入院勧告及び就業制限、結核医療費公費負担を適正に行い、結核患者に対して早期に適

切な医療を提供する。

- ・感染症法に基づき、医療費公費負担に関して必要な事項を診査する。

【現状と課題】

- ・感染症法に基づき、医療費公費負担に関して必要な事項を診査する。

【計画】

- ・結核診査専門部会を開催する。

12.2.1.3 結核発生動向調査事業

【事業目的】

- ・結核について発生状況情報を収集、分析、提供を行うことにより結核の発生予防、蔓延防止を目的とする。

【現状と課題】

- ・結核登録者情報システムに確実に入力し、還元された情報を住民及び関係者へ情報提供を行っている。平成30年度は医療機関へも参加を募り、コホート検討会を開催した。

【計画】

- ・結核研修会等での情報還元及び情報提供

12.2.2 結核対策特別推進事業

12.2.2.1 治療完遂のための患者支援

【事業目的】

- ・関係機関等との連携のもと、治療中断のリスク・患者の利便性・地域の実情を考慮したDOTS事業（直接服薬確認）を実施することにより、患者に対する服薬支援を徹底し、患者の完全治癒を図る。

【現状と課題】

- ・服薬支援は全ての治療者の治療完遂に向けて実施しており、平成30年度のDOTS 実施率は100%であった。
- ・発生届及び入退院届出遅延のある医療機関が見受けられる。適切な患者支援を実施していくためにも遅延なく届出がなされるよう周知を図る必要がある。

【計画】

- ・全ての治療者に対して、服薬支援の実施。
- ・医療機関等の関係機関と連携した患者支援の実施
- ・医師、医療機関の発生届及び入退院届出義務についての周知を図る

- ・コホート検討会の実施（１回）

12.2.2.2 高齢者結核対策

【事業目的】

- ・結核を早期発見し、早期治療につなげることで感染拡大防止を図る。

【現状と課題】

- ・平成30年の活動性結核患者のうち70歳以上の高齢者が9割を超えている。
- ・患者の殆どが医療機関を受診して発見されていることから、有症状の早期受診・早期診断が重要となっている。
- ・高齢の患者は副作用の出現等により、治療期間の長期化が予想される。そのため、医療機関や介護サービス事業者等との連携・協力は不可欠である。
- ・高齢者施設等の職員は結核への意識・関心は低く、正しい知識の提供が必要である。
- ・平成29年度は重点事業として、「高齢者結核の早期発見のための地域連携強化事業」を実施し、高齢者施設での結核早期発見チェックリストを配布し、啓発した。平成30年度は高齢者施設に対して出前講座を実施し、その際結核早期発見チェックリストの活用状況についても確認を行った。

【計画】

- ・感染症研修時に高齢者施設職員を対象に正しい知識と情報の提供及び結核早期発見チェックリストの活用状況の確認をする。
- ・高齢者施設へ出向き、職員に対し結核に関する研修会を開催する。（随時）

12.2.2.3 結核菌分子疫学調査

- ・実施なし

13 衛生上の試験及び検査に関する事項

【事業目的】

関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止をはかるとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と市民に対する安全・安心を提供する。

【現状と課題】

- ・様々な感染症に関する検査の質や精度、さらには迅速性が求められている。
- ・試験・検査業務は福祉保健部分野、県民生活部分野、環境部分野があり、地域の特性や課題に応じた検査及び調査には分野を超えた調整等が必要である。

【計画】

- ・地域の特性に合わせた、各種計画や法に基づく検査・採水・検体送付等の実施
- ・食中毒（疑い含む）、苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査を実施
- ・感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断を実施
- ・検査機器等設備の適正な保守管理
- ・食品衛生検査施設業務管理基準（食品G L P）の徹底による検査精度向上と信頼性確保の取組み

1 4 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

1 4. 1 健康危機管理機能強化事項

14.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

- ・健康危機発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

【現状と課題】

- ・強毒性の新型インフルエンザ・新種のコロナウイルス感染症及び鳥インフルエンザ等が発生する危険性が懸念されるため感染防止対策の重要性が高まっている。

【計画】

- ・健康危機管理関係研修の受講
- ・各種対応マニュアルの改訂

1 4.1.2 新型インフルエンザ等対策予防事業

【事業目的】

- ・新型インフルエンザ等の発生に備え万が一発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

【現状と課題】

- ・長崎県鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルが平成30年3月に改訂。
- ・防疫措置従事者等への精神的ストレスを含めた健康管理の対応が求められている。

【計画】

- ・「西彼保健所新型インフルエンザ等対策マニュアル」を見直し改訂作業を行う
- ・新型インフルエンザ等対策訓練を年1回実施する

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・養鶏場等において鳥インフルエンザが発生した場合に、養鶏場従事者、防疫作業従事者

並びに地域住民への感染を防止するため、防疫作業従事者等の健康管理、地域住民を対象とする健康相談窓口の開設、心のケア等の対策を関係機関と連携して行う。

【現状と課題】

- ・長崎県鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルが平成 30 年 3 月に改訂。
- ・防疫措置従事者等への健康管理について、精神的ストレスに対する対応の強化が求められている。

【計画】

- ・対応マニュアルの改訂と所内体制の整備。
- ・机上訓練及び実地演習への参加。

14.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】

- ・原子力災害から住民の生命と健康に係る被害が発生した、または、発生する恐れがある場合に迅速かつ適切に対応するため、長崎県地域防災計画等に基づく訓練等に参加し、活動手順を習得する。

【現状と課題】

- ・関係機関が設置、運営する救護所（避難所）で緊急被ばく医療活動に携わる。
- ・定期的な訓練による活動手順の習得と関係機関との連携及び原子力防災に関する研修による知識の習得が必要。

【計画】

- ・長崎県原子力防災訓練への参加
- ・原子力防災関係研修の受講

1 4. 2 地域保健医療対策事業

14.2.1 圏域版 医療計画推進事業

14.2.1.1 圏域版 医療計画推進事業

【事業目的】

- ・医療供給体制等について協議を行う。

【現状と課題】

- ・新医療計画の中に新たに「精神科医療」が追加されたことに伴い、精神科救急連携強化事業を実施予定

【計画】

- ・西彼地域保健医療対策協議会の実施

- ・精神科救急医療について、関係機関との連絡会を実施

14.2.2 CKD 対策事業

【事業目的】

- ・長崎県医療計画（CKD対策）に基づき、CKD患者の重症化を予防するため、管内市町と連携し、医療連携を推進する。

【現状と課題】

- ・市町における特定健診は40%台を推移しており、腎臓機能評価の血液検査や尿検査を行っているが、受診率が高い状況ではないため、未受診者対策も重要となる。
- ・国の糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定を受け、平成29年度に長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムを策定しており、今後、郡医師会等と連携した取り組みの推進が必要である。

【計画】

- ・郡医師会・管内市町と連携した取り組みの推進を図る。

14.2.1.3 脳卒中地域連携推進事業

【事業目的】

- ・長崎地域における脳卒中に関する保健・医療・福祉の連携を図り、質の高い提供体制の推進を図る。

【現状と課題】

- ・長崎地区の脳卒中对策を協議し、関係者間の連携を図るため、長崎地域脳卒中連携協議会を設置している。
- ・長崎地域脳卒中検討委員会の下部組織として長崎地区脳卒中センター等会議を設置する。

【計画】

- ・長崎市と協議し協議会を開催。
- ・長崎地域脳卒中センター等会議設置に向けて、長崎市と協議。

14. 3健康ながさき21推進 地域・職域連携推進

14.3.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

- ・健康増進法の一部改正に伴い受動喫煙防止対策の推進を図る。
- ・未成年者の喫煙防止を図る。
- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させ、適正飲酒を推進する。

【現状と課題】

- ・ 未成年者の喫煙防止対策について、教育関係機関等と協力しながら継続して取り組む必要がある。
- ・ 受動喫煙防止対策の強化に向け、健康増進法の一部改正が行われており、国や県の動向をふまえ関係機関に情報提供していく必要がある。

【計画】

- ・ 第一種及び第二種施設の受動喫煙防止対策の推進に向け情報提供を行う。
- ・ 飲食店における受動喫煙防止対策についての普及啓発の実施
- ・ 未成年者の喫煙防止について、教育委員会及び養護教諭と連携しての普及啓発。

14.3.2 がん対策事業

【事業目的】

- ・ がん検診による早期発見・早期治療の実現によりがんによる死亡者を減らす。
- ・ 生活習慣の改善によるがん予防を図る。

【現状と課題】

- ・ がんは、長崎県における死因の第1位であり、約3人に1人ががんで死亡している。
- ・ 平成28年度の長崎県のがんによる死亡率は全国ワースト11位である。

【計画】

- ・ がん検診の普及啓発
- ・ がん予防における正しい知識の普及

14.3.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

- ・ 生活習慣が原因となる疾患の発症を防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現する。

【現状と課題】

- ・ 平成28年度長崎県健康・栄養調査の結果より、平成23年度の調査結果と比較すると、野菜の摂取不足や食塩の摂取量が多い人が依然として7割を占めており、脂肪エネルギー比率が25%以上者の割合が増加している等、食生活に関する問題点が明らかになった。
- ・ 健康づくりに配慮した食事をとることができるような環境整備の一環とし、飲食店等に「長崎県健康づくり応援の店」事業の周知及び登録の働きかけを行い、33店舗が登録しているが、更なる推進を図る必要がある。

【計画】 22

- ・研修会等での平成28年度長崎県健康・栄養調査結果の活用
- ・「長崎県健康づくり応援の店」登録の推進

14.3.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

【現状と課題】

【計画】

- ・10.1.5 自殺対策推進事業に準ずる。

14.3.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

- ・地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。
- ・地域住民が生涯を通じて健康づくりができるよう支援する。

【現状と課題】

- ・事業所（特に小規模事業所）における健康管理体制が十分ではない。
- ・地域保健、職域保健それぞれの関係機関の連携は十分とは言えない。各関係機関における保健事業の取り組みの充実及び連携強化による健康づくりの推進が必要である。

【計画】

- ・事業所における健診体制及び健康づくりの取り組みを把握するため、管内事業所を対象にしたインタビュー調査の実施
- ・西彼保健所地域・職域連携推進協議会作業部会の開催（年1回）
- ・西彼保健所地域・職域連携推進協議会の開催（年1回）

14.4 地域包括ケアシステムの構築

14.4.1 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

- ・高齢者や障害者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者や障害者の様々な状態に応じた地域のリハビリテーション事業や介護予防事業が、適切かつ円滑に提供される体制整備を図るとともに、保健・医療・福祉の関係者等のネットワークづくりを推進する。

【現状と課題】

- ・長崎地域リハビリテーション連絡協議会（事務局：西彼保健所）を設置し、円滑な事業

実施体制および事業方針について、市町、関係団体および長崎地域リハビリテーション広域支援センターによる協議を1回／年の頻度で実施している。

- ・長崎地域リハビリテーション広域支援センター（指定機関：NPO 法人ナガサキリハビリテーションネットワーク）を中心に、同センター協力病院・施設（13箇所）および協力団体（2団体）が連携し、市町における介護予防事業への支援等、地域リハビリテーション支援体制整備に向けた活動を実施している。
- ・平成29年度から、長崎市内2～3箇所の地域包括支援センターの生活圏域毎に長崎市在宅支援リハビリセンター（モデル事業：平成29～31年度）が8箇所設置されたことで、より重層的な地域リハビリテーション支援体制の整備が推進した。しかしその反面、上記センターと長崎地域リハビリテーション広域支援センターの役割が類似しており整理が必要との課題も生じたが、長崎市内における長崎地域リハビリテーション広域支援センターの役割縮小（3ブロックの統合）を図ったことにより、長崎市においては長崎市在宅支援リハビリセンターを中心に地域リハビリテーション活動が実施されている。このことから、長崎地域リハビリテーション広域支援センターの活動地域については、西彼保健所管内（西海市・長与町・時津町）を中心とするなど、活動地域の整理が必要となっている。
- ・地域リハビリテーション支援体制整備事業は、関係機関との連携体制構築および地域住民の支援者を支援することによる人材育成を通し、より多くの地域住民へリハビリテーション事業が、適切かつ円滑に提供される体制を目的としている。このことから、市町事業支援（自立支援型地域ケア会議への参画等）や人材育成を実施するリハビリテーション専門職の資質向上と併せ、地域活動へ協力可能な人材の確保が求められる。

【計画】

- ・長崎地域リハビリテーション連絡協議会の開催（1回／年）
- ・長崎地域リハビリテーション広域支援センターの運営協力（適宜）
 - 広域支援センター運営会議への参画
 - ブロック企画運営会議への参画（西海市部・西彼杵郡部）

14.4.2 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

- ・高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する。

【現状と課題】

（管内の現状及び課題）

- ・西彼保健所管内における在宅死亡割合（介護老人保健施設、老人ホーム及び自宅での死亡率）は、長崎県衛生統計年表によると、平成27年は19.7%、平成28年は19.8%、平成29年は19.4%（西海市21.2%、長与町21.1%、時津町13.5%）と横這い倍傾向にあり、平成29年の長崎県在宅死亡割合（18.4%）との比較においては、長崎県在宅死亡割合を多少上回る状況にある。長崎県医療計画においては、平成32年の長崎県在宅死亡割合の目標値を20.4%に定めていることから、目標達成に向けた取組が求められる。
- ・平成29年度に実施した「医療・介護連携にかかる現況調査」の結果から、要介護者（要

支援者除く）医療機関入退院時における医療機関と西彼保健所管内居宅介護支援事業所の情報共有の現況として、西彼保健所管内医療機関と比較し、西彼保健所管外医療機関との情報共有割合において2割程度の低下が認められた。そのため、平成30年度に当所において「医療機関入退院時にかかる地域連携窓口一覧」の調査・公表を行うと共に、管内市町における医療・介護連携シート等の検討が実施されており、取り組みを継続することで要介護者等医療機関入退院時におけるシームレスかつ適切なサービスの提供等が期待される。

- ・西彼歯科医師会が主体となり、医師、歯科衛生士、栄養士、リハ職、介護関係者等と連携した「口のリハビリテーション学習会」が開催されている。
- ・平成29年度に市町が取組んだ長崎県地域包括ケアシステム評価シートによる自己評価および地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ策定により、地域包括ケアシステムの構築状況等の「見える化」が推進され、各市町の具体的取組の情報共有や検討の実施がより可能となった。なお平成29年度分の上記評価シート（市町自己評価用）によると、管内3市町は40点満点中、22～28点となっている。その中でも、項目Fの専門職・関係機関ネットワークが5点満点中、2～3点と最も低い項目となっているため、これらネットワークの構築が必要な状況となっている。

【計画】

- ・所内ワーキングの開催（適宜）
- ・市町が開催する地域ケア会議への参画（適宜）
- ・西彼保健所管内地域包括ケアシステム構築事業担当者会議の開催（2回）
- ・医療・介護実務者の資質向上および連携推進のための研修会の開催（1回）
- ・西彼地区 口のリハビリテーション学習会開催支援（適宜）

14. 7市町支援

14.7.1 市町支援計画

H30年度で事業終了のため、記載なし。

14. 8その他

14.8.1 原爆被爆者健康管理に関すること

【事業目的】

- ・原爆被爆者二世の希望者に対して健康診断の申請案内をする。

【現状と課題】

平成30年度の被爆二世健康診断の実施申込み受付は1件だった。

【計画】

平成31年度被爆二世健康診断実施要領に基づき、受診申込書の受け付け事務を行う。